4　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に国際戦略港湾又は国際拠点港湾において第二条による改正前の法第五十四条の三第七項の規定による行政財産の貸付けを受けている者については、同条第二項の認定並びに同条第十一項及び第十二項の規定は、当該貸付けに係る契約の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

5　前項に規定する者に係る同項に規定する行政財産の貸付けについては、第二条による改正前の法第五十四条の三第七項から第九項まで及び第十三項の規定は、当該貸付けに係る契約の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

6　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の法第五十五条第一項又は第四項の規定による行政財産の貸付けを受けている者については、第二条による改正前の法第五十条の四第二項の認定及び同条第七項から第九項までの規定は、当該貸付けに係る契約の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

7　前項に規定する者に係る同項に規定する行政財産の貸付けについては、第二条による改正前の法第五十五条第一項、第四項から第六項まで及び第八項の規定は、当該貸付けに係る契約の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

8　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第二条による改正前の法第五十五条の八第一項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けを受けて行われた港湾施設の建設若しくは改良又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けを受けて行われている港湾施設の建設若しくは改良に係る同項の国の貸付け及び当該国の貸付けに係る特定港湾管理者の貸付けについては、同条の規定は、同号に掲げる規定の施行後においても、なおその効力を有する。

9　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる第二条による改正前の法第五十五条の八第一項の国の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百九十八条第七項第十三号の国の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第二百一条第三項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二百三条第三項中「第五十五条の八第一項」とあるのは、「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八第一項」とする。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第一条及び第二条の規定による改正後の港湾法並びに第三条の規定による改正後の特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（第一条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

一　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十七条第一項第三号ハ

二　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四条第二項

三　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項第四号

四　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十七条

五　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）別表港湾の項

六　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）別表三の項

第九条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「あわせて」を「併せて」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「特定重要港湾」を「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾」に改める。

第七条第一項中「且つ、左の各号の一」を「かつ、次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾」に改め、同項第五号中「一に規定する」を「いずれかに該当する」に改め、同項第六号中「を除く外」を「のほか」に改める。

第十条　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表㈠中「第五十二条第二項第一号、第二号、第五号及び第六号」を「第五十二条第二項第四号、第七号及び第八号」に改める。

第十一条　港湾整備促進法（昭和二十八年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「に規定する重要港湾」を「第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾若しくは重要港湾」に、「地方港湾」を「同項に規定する地方港湾」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「埋立」を「埋立て」に改める。

第十二条　特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「重要港湾（」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾（」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「特定重要港湾（」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾（」に、「特定重要港湾を除く」を「国際拠点港湾を除く。次号において同じ」に、「第五十二条第二項第一号」を「第五十二条第二項第三号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　国際戦略港湾（北海道及び沖縄県の国際戦略港湾を除く。次号及び第三号において同じ。）において施行する工事（港湾法第五十二条第二項第一号に規定する施設に係る工事に限る。）　十分の四・四

第十三条　港湾法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「新港湾法第五十二条第一項第四号」を「港湾法第五十二条第一項第五号」に改める。

第十四条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「重要港湾（」を「国際戦略港湾等（」に改め、「規定する」の下に「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は」を加える。

第十五条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「重要港湾（」を削り、「の重要港湾をいう。）」を「に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。